

○長崎県開発登録簿閲覧規則

昭和46年 3月 8日

長崎県規則第12号

改正 平成 4年 8月14日規則第43号

平成 6年 3月31日規則第24号

平成11年 5月 6日規則第33号

平成17年 3月31日規則第46号

平成21年 3月31日規則第29号の 6

平成23年 7月 5日規則第28号

令和 2年 2月14日規則第 3号

令和 3年 3月26日規則第32号

注 令和 3年 3月から条文沿革を注記した。

長崎県開発登録簿閲覧規則をここに公布する。

長崎県開発登録簿閲覧規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第38条第 2 項の規定に基づき、開発登録簿の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の設置)

第 2 条 開発登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、次に掲げる場所に設ける。

(1) 土木部

(2) 振興局

(閲覧時間)

第 3 条 閲覧所における閲覧時間は、午前 9 時から午後 4 時30分までとする。

(閲覧所の休日)

第 4 条 閲覧所の休日は、日曜日、土曜日、国民の祝日、1月 2 日、同月 3 日及び12月29日から同月31日までの日とする。

(閲覧時間又は閲覧所の休日の変更)

第 5 条 知事は、開発登録簿（以下「登録簿」という。）の整理その他必要があると認めるときは、臨時に、閲覧時間を短縮し、若しくは延長し、又は閲覧所の休日を定めるものとする。この場合においては、知事は、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧の手続)

第6条 登録簿を閲覧しようとする者は、備付けの閲覧申請簿（様式第1号）に必要な事項を記入し、知事の承認を受けなければならない。

(閲覧上の注意)

第7条 前条の規定により閲覧の承認を受けた者は、係員の指示に従い、登録簿を閲覧しなければならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第8条 知事は、次の各号の一に該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この規則に違反した者又は係員の指示に従わない者
- (2) 登録簿を汚損し、若しくはき損した者又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 登録簿の閲覧に際し、他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者

(登録簿の写しの交付請求)

第9条 登録簿の写しの交付を請求しようとする者は、開発登録簿の写しの交付請求書（様式第2号）により請求しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年規則第24号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第33号）

この規則は、平成11年5月6日から施行する。

附 則（平成17年規則第46号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第29号の6）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月5日規則第28号）

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（令和2年2月14日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規則第32号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号

閱 覧 申 請 簿

(年度)

閱 覧 年 月 日	開発許可を受けた者の 住 氏 所 名	開発区域の地名及び地番	開発許可番号	閲覧申請者の 住 氏 所 名
年 月 日		第 号
年 月 日		第 号
年 月 日		第 号
年 月 日		第 号
年 月 日		第 号
年 月 日		第 号
年 月 日		第 号
年 月 日		第 号
年 月 日		第 号
年 月 日		第 号

様式第2号

開発登録簿の写しの交付請求書

年 月 日

長崎県知事 様

住所 (所在地)

請求者 氏名 (名称及び代表者氏名)

電話番号

都市計画法第47条第5項の規定により、次のとおり開発登録簿の写しの交付を受けたいので請求します。

開発許可の年月日及び番号	年 月 日
開発許可を受けた者の住所 (所在地) 及び氏名 (名称及び代表者氏名)	
開発区域に含まれる地域の名称	
写しを必要とする理由	
写しの交付請求枚数	調書 枚 図面 枚
※ 手数料欄	

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。